

下記の者に関する書類は、通常の方法では送達不能ですので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、書類は市長が保管し、名宛て人又はその関係者から申出があればいつでも交付します。

令和8年9月28日

前橋市長 小 川 晶

記

公示送達を受ける者

	送 達 文 書 名	氏 名
1	介護保険料還付通知	本間 てる
2	介護保険料還付通知	寺澤 セン
3	介護保険料還付通知	加藤 テル子
4	介護保険料還付通知	諸田 弘
5	介護保険料還付通知	高橋 久子
6	介護保険料還付通知	櫛谷 正子
7	介護保険料還付通知	亀井 庄十
8	介護保険料還付通知	若林 トメ子
9	介護保険料還付通知	小室 力雄
10	介護保険料還付通知	金子 武雄
11	介護保険料還付通知	常木 茂
12	介護保険料還付通知	齋藤 マリ子
13	介護保険料還付通知	大木 好信
14	介護保険料還付通知	小渕 三代子
15	介護保険料還付通知	萩原 正美
16	介護保険料還付通知	松井 紀六
17	介護保険料還付通知	黛 勝子
18	介護保険料還付通知	諸橋 栄勝
19	介護保険料還付通知	狩野 茂子
20	介護保険料還付通知	井登 朱實
21	介護保険料還付通知	佐藤 正太郎